

○摂南大学情報システム運用基本方針

2017年4月1日

摂学内031

(目的)

第1条 摂南大学（以下「本学」という）における情報システムは、本学の教育理念を実現するため、本学のすべての教育・研究活動および運営の基盤として設置され、運用されるものである。情報システムの安全性を高めるためには、情報基盤の整備に加えて、情報セキュリティを確保することが不可欠である。本方針では次の各号を目指し、本方針および別に定める摂南大学情報システム運用基本規定（以下「運用基本規定」という）をもって、本学情報セキュリティポリシーとする。

- (1) 本学の情報セキュリティに対する侵害の阻止
- (2) 学内外の情報セキュリティを侵害する行為の抑止
- (3) 情報資産の重要度に見合った管理

(定義)

第2条 本方針において、情報システムとは本学の情報処理および情報ネットワークに係るシステムで、本学のネットワークに接続する機器を含め次のものをいう。

- (1) 本学により所有または管理されているもの
- (2) 本学との契約あるいは他の協定に従って提供されるもの（VPNなどで学外に拡張されたネットワークを含む）
- (3) 上記の二つの項目に該当しない本学の情報ネットワークに接続する機器（持ち込みパソコンや情報端末等）

(運用の基本方針)

第3条 第1条に定める目的を達するため、本学情報システムは、別に定める運用基本規定により、秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学に供用される。

(利用者および運用管理者の義務)

第4条 本学情報システムを利用する者および運用管理業務に携わる者は、本方針、関連する法令・規則、および別に定める運用基本規定を遵守し、システムの信頼性を維持し、安定稼働に努めなければならない。

(利用の制限と罰則)

第5条 本方針に基づく規則等に違反した場合は、警告、利用制限、所属部局への通報などを行うとともに、本学の各種規定に準じて措置を講じることがある。

(改廃)

第6条 本方針の改廃は、情報セキュリティ委員会および部長会議の意見を聴き、学長が行う。

付 則

この運用基本方針は、2017年4月1日から施行する。